

## 大企業と中小企業の区別について

中小企業の範囲については、「資本金の額又は出資の総額」と「常時使用する労働者の数」のいずれかが以下の基準を満たしていれば、中小企業に該当すると判断されます。なお、事業場単位ではなく、企業単位で判断されます。

業種	資本金の額又は出資の総額		常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	又は	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他	3億円以下		300人以下

※ 業種の分類は、日本標準産業分類に従って判断されます。

業種	日本標準産業分類	
小売業	小売大分類Ⅰ（卸売業、小売業）のうち	中分類56（各種商品小売業）、中分類57（繊維・衣服・身の回り品小売業）、中分類58（飲食料品小売業）、中分類59（機械器具小売業）、中分類60（その他の小売業）、中分類61（無店舗小売業）
	大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち	中分類76（飲食店）、中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類G（情報通信業）のうち	中分類38（放送業）、中分類39（情報サービス業）、小分類411（映像情報制作・配給業）、小分類412（音声情報制作業）、小分類415（広告制作業）、小分類416（映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業）
	大分類K（不動産業、物品賃貸業）のうち	小分類693（駐車場業）、中分類70（物品賃貸業）
	大分類L（学術研究、専門・技術サービス業）	
	大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち	中分類75（宿泊業）
	大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）	ただし、小分類791（旅行業）は除く
	大分類（教育、学習支援業）	
	大分類P（医療、福祉）	
	大分類Q（複合サービス業）	
卸売業	大分類Ⅰ（卸売業、小売業）のうち	中分類50（各種商品小売業）、中分類51（繊維、衣服等卸売業）、中分類52（飲食料品卸売業）、中分類53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業）、中分類54（機械器具卸売業）、中分類55（その他の卸売業）
	その他	上記以外のすべて

（参考）日本標準産業分類（令和5年6月改定、令和6年4月1日施行（第14回改定））

（大分類）

A：農業、林業 B：漁業 C：鉱業、採石業、砂利採取業 D：建設業 E：製造業 F：電気・ガス・熱供給・水道業  
 G：情報通信業 H：運輸業、郵便業 I：卸売業、小売業 J：金融業、保険業 K：不動産業、物品賃貸業  
 L：学術研究、専門・技術サービス業 M：宿泊業、飲食サービス業 N：生活関連サービス業、娯楽業  
 O：教育、学習支援業 P：医療、福祉 Q：複合サービス業 R：サービス業（他に分類されないもの）  
 S：公務（他に分類されるものを除く） T：分類不能の産業